

令和4年第2回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年2月14日（月）
開会時刻：10時0分 閉会時刻：10時25分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員
12名
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
議案第4号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について
報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について
7. 農業委員会事務局員
3名

事務局長（●● ●●君）

ただいまから令和4年第2回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員12名、欠席委員0名でありますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は●●会長によりお願いいたします。

議長（●● ●●君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（●● ●●君）

それでは、議事録署名委員は、2番の●● ●●委員、3番の●● ●●委員にお願いします。よろしくお願いします。

【両委員了承】

議長（●● ●●君）

それでは、日程1の議案第4号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書2ページをご覧ください。議案第4号番号1について、農地の所在は早島字壺丁田●●●●番●他3筆、地目が田で合計4筆、5,268㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんです。こちらは利用権の再設定であり、権利の期間は令和4年3月1日から令和10年2月29日までです。位置図は3ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番 ●● ●●委員からよろしくお願いします。

1 番 (●● ●●君)

2月8日に現地確認を行いました。場所は●●●●●●、●●●●●●●●●●●●の北側手で、●●●●●の北側河川を挟んだ隣接地になります。現在も耕作されておりますので、引き続き耕作してもらうことに問題はないかと思えます。以上です。

議長 (●● ●●君)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長 (●● ●●君)

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長 (●● ●●君)

ないようでありますので、議案第4号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長 (●● ●●君)

ないようでありますので、議案第4号・番号1は承認されました。

議長 (●● ●●君)

続いて番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局 (●● ●●君)

議案書4ページをご覧ください。番号2と3については関連する案件でありますので、併せてご説明します。

まず番号2について、農地の所在は前潟字久々原●●●番他●筆、地目が田で合計7筆、8,376㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は倉敷市茶屋町早沖●●●番地にお住いの●● ●●夫さん、借受人は倉敷市茶屋町●●●番地●●にお住いの●● ●●さんです。こちらは利用権の再設定であ

り、権利の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までです。位置図は5ページです。

続いて番号3について、農地の所在は前潟字久々原●●●番、地目が田、面積が1,511㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●番地にお住いの故・●● ●●さんの相続人、●● ●●さん、借受人は倉敷市茶屋町●●●番地●●にお住いの●● ●●さんです。こちらも利用権の再設定であり、権利の期間は令和4年3月1日から令和14年2月29日までです。位置図は5ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を5番 ●● ●●委員からよろしくをお願いします。

5番（●● ●●君）

2月8日に現地確認をしました。すべての土地の作付けの準備はされておりますので、問題はなかろうかと思います。以上です。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第4号・番号2と3については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第4号・番号2と3は承認されました。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程２の議案第５号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書６ページをご覧ください。議案第５号番号１について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は、前潟字八ノ割●●●番●他２筆、地目が田で、合計３筆、面積が５，３３６㎡です。

譲渡人は倉敷市茶屋町早沖１５９２番地にお住いの●● ●さん、譲受人は岡山市南区彦崎●●●●番地●●●にお住いの●● ●さんです。

譲受人の耕作面積は本申請による所有権移転で５反以上になるため、法定下限面積を満たしております。位置図は７ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を５番 ●● ●●委員からよろしくをお願いします。

５番（●● ●●君）

２月８日に現地確認をしました。この方は新規就農ですが、今までにも農業は経験しております。農業に必要な農地を取得し、当面は勤務先の経営者と共同で、農作業を行いたいということです。農業に意欲があり、今後、立派な後継者になりうるのではないかと思います。以上です。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第５号・番号１については許可したいと思い

ます。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第5号・番号1については許可されました。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程3の議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書8ページをご覧ください。議案第6号番号1について、農地の所在は矢尾字扇谷482番3、登記地目が畑、面積が535㎡で農地区分は第2種です。申請人は早島町前潟●●●●番地●にお住いの●● ●●さんで、転用目的は露天駐車場です。申請事由は「●●●●●●●●を経営しているが、この度作業車、営業車及び工事車両等を駐車するスペースが必要となり、申請地を露天駐車場として使用するため。」です。位置図は9ページです。

また、現地は既に造成されており、現状は違反転用状態であります。事務局から申請者に対し口頭で指導を行い、顛末書を提出させております。農地区分が第2種であることを鑑みると、追認しても差し支えないかと判断しております。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を4番 ● ●委員からよろしくをお願いします。

4番（● ●君）

8日に確認しました。現在は造成がきちんとされています。本来ならば現状に戻させなければいけないのですが、周辺も駐車場に転用されておりますのでそこまで言う必要はないかと思います。

しかし、本人が使いますと許可を出したのに駐車場として他人に貸すといった、許可した用途で利用しないという嘘が多い。1年でも2年でもいいから許可した用途で維持してもらおうということを事務局の方からも指導してほしい。

今回の申請地の転用に関しては問題ないと思います。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（●● ●●君）

●議員が言われたようなことなんですけども、我々も近隣の農地を造成しかけたら、早めに連絡したり、審議したりしないといけないと思います。矢尾の辺りは、駐車場がないから流通業界が転用してしまっている。できるだけ、目を光らせて、少しでも、工事しだしたら連絡しましょう。

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第6号・番号1については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第6号・番号1については許可されました。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程4の議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書10ページをご覧ください。議案第7号番号1について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字尾越●●●●番●、地目が田、面積が217㎡、早島字尾越●●●●番●、地目が田、面積が67㎡で合計2筆、284㎡で農地区分は第3種および第2種です。譲渡人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、新見市哲多町矢戸●●●番地●にお住いの●

議長（●● ●●君）

続きまして、日程５の報告第１号 農地法第４条の規定による転用届出について、事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書１２ページをご覧ください。報告第１号・番号１について、届出に係る農地は早島字日笠●●●●番●、登記地目は田、現況地目は畑、面積が２９２㎡です。申請人は早島町矢尾●●●番地にお住いの● ●●さんで、転用目的は露天駐車場となっております。位置１３ページです。こちらは市街化区域内の農地の転用届出であり、添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、以上で報告第１号を終わります。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程６の報告第２号 農地法第５条の規定による転用届出について、事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書１４ページをご覧ください。報告第２号・番号１から２について、一括してご報告いたします。

番号１について、権利の種類は所有権の移転です。届出に係る農地は早島字塩埜●●●●番●他５筆、地目が田で合計６筆、２，２３０㎡です。譲渡人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、早島町早島●●●●番地●にお住いの●●● ●●●さん、譲受人は倉敷市笹沖●●●●番地● ●●●●● ●●●●● ●● ●●さんです。転用目的は分譲住宅地（１０区画）です。位置図は１５ページです。

続いて番号２について、権利の種類は所有権の移転です。届出に係る農地は早島字長津前●●●●番●、地目が田、面積が１，４７４㎡です。譲渡人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、譲受人は岡山市南区藤田●●●●番地の● ●●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●さんです。転用

目的は分譲住宅地（８区画）です。位置図は１６ページです。こちらも市街化区域内の農地の転用届出であり、添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関してご質問等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、以上で報告第２号を終わります。

それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局（●● ●●君）

次回の農業委員会は３月１１日（金）１０時からを予定しております。場所は２階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願い致します。

以上で、その他の報告事項を終わります。

議長（●● ●●君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和４年第２回早島町農業委員会を閉会いたします。